

6-6
474

VI
448

## 大學法試案要綱に対する意見

全 國 論 著 學 校 長 協 會

名稱及內容

すべての學校を律する根本法は學校教育法である。この外に、小學校法、中學校法、高等學校法、いよいよ、學校の種別毎に、法律が創定されておるわけではない。にも拘らず、大學に關してのみ、大學教育の全體を律するような感を與える、大學法、いよいよ名稱の法律をつくること、教育法規の体系をみだすものであり、適當ではない。本法案のよつて生ずるところは、教育委員會法第四條第二項であり、大學が教育委員會の所管に屬さないところから、別に大學の行政機關について規定した法律を制定するの要が生じて來たのである。法案の内容も從つて、大學の行政機關の問題が中心となつておるのであるから、その内容に應じたよ的な名稱に、改むべきだと思う。

### 公立大學の行政機關について

#### 行政機關の構成と権限

本法案の中心問題は、各大學における教職會や、綜合大學における評議會の外に、管理委員會を設けようとする點にある。これは、一時、理事會とも呼ばれたものであり、東京大學は審議會、教育刷新委員會は商議會の名を用うべきだと主張しているようであるが、その名稱の問題は暫くおくとして、かくの如き新しい機關を設置すべきか否か、その構成と権限をいかに定むべきか、問題なのである。

大學における教授會は、學校教育法において認められておる機關であつて學内で決すべきであり、それでこそ、教育基本法第二條に掲げられた學問の自由も保證されるのである。いう見方もあると思う。しかし國立の大學は、國民の負擔によつて維持されている公の機關である。その經營に、國民の代表者が干與することは、理の上において當然といわねばならぬ。殊に大學の地方委譲は當分不可能であるこし、大學を教育委員會の所管外とした經緯、並びに教育委員會法によつて明確にされた教育行政の一貫方針に鑑て、大學の行政機關に、國民の代表者を加えぬことは、不合理かと考える。たゞその代表者の選出については、法案より更に徹底した方法、すなわち一般國民の直接選舉といふことが、管理委員會だけでなく中央審議會の委員の場合にも考えら

春山
89

化者が、子弟の教育に最も關係の深い教育委員會の委員の選舉に對して、國民が示した關心の度合とその結果から推して、大學の行政に携わる委員を普通選舉によつて選出しうることは、非常な無理があるこ思う。

管理委員會と教授會又は評議會との關係は、教育委員會法の原案に見られる教育委員會と教育長との關係のように、「管理委員會は、教授會又は評議會の助言と推薦によりその事務を行う。」ここへしたならば、管理委員會をして、人事、豫算その他重要な事項の決定機關たらしめる本法案の骨子を、認めても差支えないのではなかろうか。殊に委員會の構成によれば、過半數は、大學關係者なのである。正しい學内の意見が、委員會において組まれるようなことは、實際においては、あり得ないこ思う。

教授會又は評議會の助言と推薦によつて、委員會において決定された人事や豫算は、國立の大學生である以上、人事は文部大臣に内申され、國において發令を見るであらうし。豫算案であるならば同様、文部省において取まとめて審議され、國全体の教育予算の中に織込まれて、大學の予算が、いかに扱われるべきかにつき、中央審議會から勧告する

ことは、適當だこ思う。中央審議會は、文部大臣に代つて大藏省と豫算の折衝をするわけでは、ないのである。その意味において、文部大臣の權限をあくまでも少くするこいゝことが必ずしも當を得た措置ではない。中央審議會は、大學に關する行政を高所から達觀して、あらゆる方面に勸告と助言を行う機關であることを、建前こすべきだこ思う。以下各條文について、意見のある點を簡単に述べる。

第一條 大學の目的は、學校教育法第五十二條に掲げてある。もしこれを更にはつきりさせる必要があるならば、他の法律でこれを示すよいであろう。

第二條 第三條 大學設置の単位を一府縣に限定するこいゝ考え方には、もちろん不都合があろうが、そのよほな意味ではなく。各都道府縣に必ず一校以上の國立大學を置き、しかも、各都道府縣の國立大學中、少くとも一校は綜合大學とし、リベラルアートの學部と敎育學部との兩學部は合して學藝學部となることがあることは必ず置くべきものと定めたのはよい。このよほな條項を、この法律の中に入加うべきか否かについては問題もあるが、國の方針を示す法律として規定することは望ましい。

「同一都道府県内の他の都市に分校を開くことを許さない」と規定する

は、同一都市内には分校を開くことができなくなり、大都市の事情に即かない。

第四條 大學の設置認可に、暫定、恒久の別を立てるこするならば、法律で除なく、學校教育法施行規則の中に織込むか、別に命令でこれを定めるべしではないか。

第五條 職員のことも、もし必要があるならば、學校教育法第五十八條の規定を擴充すればよい。

なお小さなことではあるが、この條文では、總長といふ言葉が使われております。管理委員會の構成のところでは、學長といふ言葉が使われてゐるが、これは學校教育法で示されてゐるよう、學長の名稱に統一されるべきである。又種別のところでは、專門職員と普通職員に大別しておきながら、身分のところでは、專門職員のことだけしか規定してないのは、片手落ちの取扱いといふべきであろう。

記録部長については、その職務内容が明らかでないが、學生に關する記録の作成、保管を取扱うものとすれば、極めて必要だと思う。

但しこれは從來教務課で扱つていたことであり、その意味からされ

ば、教務部長といふ名稱に代えた方がよいであろう。

第六條 中央審議會といふ名稱では漠然としている。國立大學の中央審議機關であるといふ意味を現わす、例えは國立大學中央審議會の如き名稱が適當と思う。

私立大學の行政に關しては、當然他の機關が考観られるのであるから、委員の中に、私立大學の學長を加える必要はないと思う。一般國民の代表者が多數加つておれば、それで十分であり、加えるとしても一一名位でよくはないか。大學側から選ばれる委員は、その人數を増すと共に、學長だけでなく、その他の職員からも選び得ることをこし。都道府縣に必ず設置するべき教員養成の大學又は學部を代表する者を一名は加えるようにすることが望ましい。又、日本學術會議の代表を加えるよにすることが望ましい。

第七條 管理委員會といふ名稱の、管理といふ言葉が耳さわりである。權限問題とも關係して來るが、他の適當な名稱に代えた方がよいと思う。

構成の中に都道府縣代表を加えることは、各都道府縣に少くとも一校は綜合大學を設けようとする趣旨からして、當然のことと思う。

この際都道府県教育委員會、都道府縣議會を代表する書を入れておく方が、連絡上、好都合ではなかろうか。同窓會代表の三名は多きに過ぎる、その員數を減すべきである。更に、教授代表の數は、これを増すべきであり、その中に學部長を加えることが望ましい。殊に教員養成の學部を受持つ長は必ず加えらるべきである。全体にして、學校側を代表する委員が、概ね半數を占めるようにする。委員の數は、十三名を限定せず、相當の幅をもたせ、大學の規模、地方の實情に應じて異るべきであろう。

任期は四年が適當と思う。

第八條 學長の任期も四年位が適當であろう。

第九條 総合大學においては、その必要に應じ、教授會の外、各學部長並びに教授若干名を以て組織する評議會をもつことは、よいと思ふ。教授會の組織は、學校教育法第五十九條第二項の規定通りでよい。

第十條 學位に關しては、學校教育法施行規則第六十六條に「學位に關する事項は別にこれを定める。」と規定され、監督廳で定めるこ

になつてゐるので、法律として規定すべきではない。

なお二年の課程を修了したる者にも、何等かの稱號を與えようとの案は、あまりにも煩難であり、賛成しかねる。博士號は、修士號を得た後でなくとも、又、大學の出身者でなくとも、授與し得る上にすべきではないか。

第十一條 財政の問題は、別簡に規定されるべきだと思う。

その内容については、多くの異論があろう。特に「教員の數は、本科生十五名に付一人の割合を超えてはならない。」という點には賛成できない。舊制師範學校においてすら、教員數は一學級に付、教授二、助教授一であつたのであるから、生徒十三名に付一人の割合であった。又、經費の一部は、都道府縣が負擔するように規定されているが、國立の大學生一百以上、全額國庫負擔を建前こすべきであろう。



以上